

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業 蓮華池地区）を行うことについて平成29年12月4日認可した。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造